

公的機関が「現金を送って」 という電話は詐欺です！

公的機関が現金を送付させることは**絶対**ありません。

●●消費生活センターです。
トラブルを一緒に解決しましょう！
そのため、▲▲に現金を送って
ください。



(消費者庁イラスト集より)

○身に覚えのない「名義貸し」などを理由に、公的機関を装い、解決するためとして現金を送付させる詐欺に注意してください。

○公的機関が現金を送付するよう指示することは絶対にありません。不安に感じても、絶対に送ってはいけません。

○少しでも不安な場合は、**すぐに消費生活相談窓口にご相談ください。**

おくっては
ダメ!!



県消費生活センターキャラクター
「ケロちゃん」

相談先（消費者ホットライン）〔188（いやや!）〕

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！